

**【資料 8 廃置分合関連議案】**

※合併前の上越市分のみ

議案第 69 号

上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 1 月 1 日から東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、それらの区域を当市に編入することを新潟県知事に申請するものとする。

平成 16 年 8 月 2 日提出

上越市長 木 浦 正 幸

議案第70号

上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年1月1日から東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、それらの区域を当市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町と協議の上定めるものとする。

平成16年8月2日提出

上越市長 木 浦 正 幸

別紙

上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年1月1日から東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、それらの区域を上越市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町の財産は、すべて上越市に帰属させる。

平成 年 月 日

上越市長	木	浦	正	幸
安塚町長	矢	野		学
浦川原村長	原		恒	博
大島村長	岩	野	虎	治
牧村長	中	川	耕	平
柿崎町長	榆	井	辰	雄
大潟町長	渡	邊	之	夫
頸城村長	関	田	武	雄
吉川町長	角	張		保
中郷村長	吉	田		侃
板倉町長	瀧	澤	純	一
清里村長	梅	澤	正	直
三和村長	高	倉	英	雄
名立町長	塚	田	隆	敏

議案第 7 1 号

上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成 1 7 年 1 月 1 日から東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、それらの区域を当市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）による経過措置を、別紙のとおり東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町と協議の上定めるものとする。

平成 1 6 年 8 月 2 日提出

上越市長 木 浦 正 幸

## 別紙

上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年1月1日から東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、それらの区域を上越市に編入することに伴う、議会の議員の定数に関する特例及び農業委員会の委員の任期等に関する特例について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）に基づき、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1 議会の議員の定数に関する特例

議会の議員の定数については、合併特例法第6条第2項及び第5項の規定を適用する。

#### 2 農業委員会の委員の任期等に関する特例

農業委員会の委員の任期等については、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、同項前段の規定により40を超えない範囲で定める数は40とする。

平成 年 月 日

上越市長	木 浦 正 幸
安塚町長	矢 野 学
浦川原村長	原 恒 博
大島村長	岩 野 虎 治
牧 村 長	中 川 耕 平
柿崎町長	榆 井 辰 雄
大潟町長	渡 邊 之 夫
頸城村長	関 田 武 雄
吉川町長	角 張 保
中郷村長	吉 田 侃
板倉町長	瀧 澤 純 一
清里村長	梅 澤 正 直
三和村長	高 倉 英 雄
名立町長	塚 田 隆 敏